

【注の追加】

(追加)

注10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算定できない。

A109 有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）

【点数の見直し】

1	入院基本料A (生活療養を受ける場合にあつては、972点)	986点	994点
2	入院基本料B (生活療養を受ける場合にあつては、868点)	882点	980点
3	入院基本料C (生活療養を受ける場合にあつては、761点)	775点	888点
4	入院基本料D (生活療養を受ける場合にあつては、599点)	613点	874点
5	入院基本料E (生活療養を受ける場合にあつては、517点)	531点	779点
			765点
			614点
			599点
			530点
			516点

【注の見直し】

注2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、注2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、

地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者について、特別入院基本料として、450点（生活療養を受ける場合にあつては、436点）を算定できる。

地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者について、特別入院基本料として、459点（生活療養を受ける場合にあつては、444点）を算定できる。

【注の見直し】

注5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

注5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算定できない。